

「岡山県立高等学校等体育施設地域開放推進事業」について

県立学校では、地域のスポーツ活動の活性化を図るため、学校運営に支障の無い範囲で体育施設を開放しています。概要は以下のとおりですが、学校により開放状況が異なりますので、詳しくは各県立学校にお問い合わせください。

1 目的

岡山県立高等学校等における体育活動の活性化を図るためには、地域のスポーツ人材の協力を得ながら、指導力の向上を図ることが大切であり、そのためには、地域におけるスポーツ活動の活性化を図ることが重要である。このため、スポーツ基本法第13条に基づき、県立高等学校等の体育施設を地域に開放し、地域と学校が連携した学校体育の活性化を図る。

2 対象施設

この事業の対象となる県立高等学校等の施設は、運動場、体育館及びその他体育施設とする。

3 対象とする団体の要件

この事業の対象となる団体は、次の要件を全て満たすものに限る。

- (1) 原則として、主に利用しようとする学校の所在する市町村及びその周辺の住民又は勤務する者により構成された団体
- (2) 信頼のおける責任者を有し、適正な施設利用が見込まれる団体
- (3) 年間を通じて、計画的・継続的に活動し、かつ地域住民の体育・スポーツ活動の普及び振興に寄与すると校長が認める団体

4 団体の登録

- (1) この事業を利用しようとする団体は、施設の管理、利用者の安全確保及び指導に当たる管理指導員を定め、別紙様式1により登録の申請の上、登録を受けなければならない。
- (2) 校長は、(1)の申請があったときは、内容等審査の上、別紙様式2の台帳に登録するとともに、別紙様式3の登録証を申請者あて交付する。
- (3) 登録有効期間は、登録証が交付されてから、その年度の3月31日までとする。
- (4) 校長は、登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）が前項の要件を満たさなくなったときは、登録を取り消す。

5 施設の使用

- (1) 登録団体は、教育財産使用許可申請書に登録証の写を添付して学校へ申請し、使用許可を受ける。
- (2) 施設の使用にあたっては、使用許可の条件を遵守しなければならない。
- (3) 施設使用時における傷害や疾病については、スポーツ安全保険等の傷害保険に加入するなど、使用者の責任において処理すること。

6 登録団体の学校体育への協力

登録団体は、部活動との交流や指導力の提供など、学校からの求めに応じて、可能な限り学校体育の活性化に協力しなければならない。